

スリランカ刑事訴訟法の改正経過 －刑事訴訟の迅速化の観点を中心に－

国際協力部教官

茅 根 航 一

1 はじめに

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）の現行の刑事訴訟法（The Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979）¹は、1979年に制定された。同法は、現在に至るまで改正を重ねているが、その経過を詳しく取り扱った日本語の文献はいまだ存在しないようである。筆者は、本誌第93号において2022年の改正刑事訴訟法（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022）の概要を紹介した²。同改正は、スリランカの刑事訴訟の迅速化に向けたものであったが、刑事訴訟法の改正経過をみれば、同改正以前から同様の意図の下での改正が行われていたことが明らかである。本稿では刑事訴訟法の最近までの改正の概要を紹介するとともに、特に刑事訴訟の迅速化の観点から従前の改正の内容を検討したい³。

2 スリランカ刑事訴訟法の沿革

スリランカには現行の刑事訴訟法の制定前から刑事訴訟関連法令の長い歴史がある。現行の刑事訴訟法の基本的な特徴は、複数の法令の改廃を経て徐々に形成されていったものである。そこで、スリランカ刑事訴訟法の基本的な特徴を理解するため、その沿革を振り返っておきたい。

スリランカは、16世紀初めから17世紀半ばまでポルトガル、次いで1796年までオランダ、それ以降は1948年の独立までの間英国の支配下にあり、特にオランダ及び英国の影響を受けて法律の内容及び司法制度が形成されてきた⁴。刑事司法もその例外ではない。1799年に、英国の総督が、オランダ支配の初期に制度化された刑事裁判規則を大きく変更する布告を発し、19世紀以降、刑事訴訟に関する英国の法原則のかなりの部分が次第にスリランカの法として取り入れられるようになった⁵。1810年には陪審制度がCharter of Justiceにより導入された⁶。スリランカと同じく英国の支配下にあったインドにおいて、1882年に統一の刑事訴訟法典が作られ、同法を基礎

¹ 以下、単に「刑事訴訟法」と表記する際は、現行の刑事訴訟法を指す。本稿及び別表に引用する法律の条文は、原則として、スリランカ司法省のウェブサイト Lawnet (<https://www.lawnet.gov.lk>) に掲載されている条文に基づく。

² 拙稿「スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳」ICD NEWS第93号2022年12月32-42ページ。

³ 2022年度に、独立行政法人国際協力機構（JICA）枝川充志国際協力専門員の呼び掛けにより、筆者を含めた当部教官数名は、スリランカの刑事訴訟法を翻訳する勉強会に参加した。本稿の内容は、同勉強会の成果としての翻訳や指摘に多くを負っている。また、本稿について当部福島崇之教官から貴重な示唆をいただいた。記して感謝したい。もっとも文中の誤りの責任は全て筆者にある。なお、本稿中のスリランカの刑事訴訟法の文言は、基本的に注2の拙稿の訳に従って翻訳したものである。

⁴ Cooray (1974) p.295, 296。

⁵ チタウエラ（1982）183、184ページ、Peiris (1975) p.2, 3。

⁶ Peiris (1975) p.2。

として1883年にスリランカの同名の法律が制定された⁷。その後、判例法による解釈や法改正を経ながら、同国における刑事訴訟に関する一群の法が形成された⁸。1889年には裁判所規則（Courts Ordinance）が制定され、上位裁判所（Superior Courts）として最高法院（Supreme Court）及び刑事上訴裁判所（Court of Criminal Appeal）を、下位裁判所（Inferior Courts）として各県に県裁判所（District Court）、各郡に少額請求裁判所（Court of Requests）及び治安判事裁判所（Magistrates' Court）を置くことが定められた⁹。また、1898年には、Criminal Procedure Code（The Criminal Procedure Code, No. 15 of 1898）が制定された。

スリランカは、1948年に自治領として英国からの独立を認められ、同年に制定された憲法で議院内閣制が採用されたが、それまでの司法制度に大きな変更はなかった¹⁰。もっとも、20世紀半ば頃以降、スリランカの刑事司法に関する法制度の改革を求める声が高まり、数名の著名な法律家からなる法制審議会において刑事訴訟法のみならず多くの法分野について検討がなされ、さらに、司法省の司法制度調査部における検討もなされた¹¹。その結果、1971年には上訴裁判所法（Court of Appeal Act）が制定され、終審裁判所としての上訴裁判所（Court of Appeal）が設置された¹²。翌1972年に制定された新憲法は、司法権は「国民議会が法の定めるところにより設置する裁判所その他の機関を通じて」行使するものと定め、議会が法律により一切の裁判所を創設できるとした¹³。また、同憲法には、国民議会議長が付議する法案の合憲性を審査する憲法裁判所も定められた¹⁴。これら一連の司法改革の集大成として、同国の裁判所を改編・新設し、新設の裁判所である高位裁判所（High Court）等の管轄を定め、刑事司法の運営に係る特に重要な変更点として、同法施行前に治安判事裁判所において行われていた予備審問（preliminary inquiry）についての規定を設けなかったことが挙げられる。

ところが、1978年に、憲法が全面的に改正され、統治制度が大統領制に移行することになるとともに、憲法裁判所が廃止され、上位裁判所として、最高裁判所及び上訴裁判所の設置が定められた¹⁵。1978年に制定された The Judicature Act (Nos. 2 of

⁷ Peiris (1975) p.3。

⁸ チタウエラ（1982）184ページ。

⁹ 安田（1988）125-133ページ。「裁判所規則」の訳語のみ筆者による。

¹⁰ 安田（1988）125ページ。

¹¹ Peiris (1975) p.3、チタウエラ（1982）185ページ。

¹² 安田（1988）134ページ。

¹³ 同上。

¹⁴ 同上。

¹⁵ チタウエラ（1982）186ページ、Peiris (1975) p.3-13、安田（1988）134ページ。「司法行政法」の訳語は安田による。

¹⁶ 安田（1988）143ページ。

1978) (以下「Judicature Act」と略すことがある。)は、下位裁判所として、各司法管区 (Judicial Zone) に高位裁判所、各司法県 (Judicial District) に県裁判所 (District Court) 及び家庭裁判所 (Family Court)、各司法郡 (Judicial Division) に治安判事裁判所及び初級裁判所 (Primary Court) を設置した¹⁷。そして、1979年に現行の刑事訴訟法が成立し、これに伴い、司法行政法の刑事手続関連規定が廃止された¹⁸。現行の刑事訴訟法は、治安判事裁判所における予備審問を復活させるなど司法行政法とは多くの点で相違しており、むしろ司法行政法の前身の Criminal Procedure Code (The Criminal Procedure Code, No. 15 of 1898) に近い構造及び内容となっている (別表1 参照)。

刑事訴訟法のほかにスリランカの刑事手続に密接に関連する法令としては、憲法¹⁹、裁判所の組織、構成、管轄等について定めた Judicature Act、刑法²⁰、保釈の手続を定めた Bail Act²¹、警察の機構、権限等について定めた Police Ordinance²²、刑事・民事を問わず、司法手続で扱う証拠について定めた Evidence Ordinance²³、被害者及び証人の保護について定めた Protection of Victims of Crime and Witnesses Act²⁴、一定の重大な犯罪類型について刑法及び刑事訴訟法等の特別法となる Prevention of Terrorism Act²⁵、国連の市民的、政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) を国内法化した International Covenant on Civil and Political Rights Act^{26, 27} 等がある。

以上の刑事手続関連規定の中には、我が国に類似規定のないものも見られる。例えば、Evidence Ordinance 中の、警察官に対してなされた自白は証拠とならない旨の規定 (25条 (1)) や、児童が関係する犯罪に関して当該児童の供述を収めた録画が証拠となることを明示的に認めた規定 (163条のA) などが目を引く²⁸。

3 スリランカ刑事訴訟法の構成及び改正経過の概要

(1) 刑事訴訟法の構成

刑事訴訟法の改正経過の紹介に入る前に、現行の刑事訴訟法の構成について触れておきたい。現行のスリランカ刑事訴訟法の章立ては別表1のとおりである。全体を概観すると、条文は458条まで (ただし、現時点までに削除・挿入された条文もあ

¹⁷ 2条、5条 (1)、9条 (2)、訳語は安田 (1988) 147-151ページによる。

¹⁸ 司法行政法の刑事手続に関する第2、4章は The Code of Criminal Procedure, No. 15 of 1979 により、第3、5、6章は The Civil Courts Procedure (Special Provisions) Law, No. 19 of 1977 により、それぞれ廃止された。

¹⁹ The Constitution of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka (20th Amendment)

²⁰ The Penal Code (Nos. 2 of 1883)

²¹ The Bail Act, No. 30 of 1997

²² An Ordinance to Provide for the Establishment and Regulation of a Police Force in Sri Lanka (Ordinance Nos. 16 of 1865)

²³ An Ordinance to Consolidate, Define, and Amend the Law of Evidence (Nos. 14 of 1895)

²⁴ The Assistance to and Protection of Victims of Crime and Witnesses Act, No. 4 of 2015

²⁵ The Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act (Nos. 48 of 1979)

²⁶ The International Covenant on Civil and Political Rights Act, No.56 of 2007

²⁷ Soosaithas et als. (2022) p.4.

²⁸ 児童の供述を収めた録画が証拠となる旨の Evidence Ordinance 163条のA (Evidence Ordinance を改正する The Evidence (Special Provisions) Act, No. 32 of 1999 により新設された。)の文言は、英国の Criminal Justice Act (1988) 32条のAの文言と共通する部分が多い。そもそも、Evidence Ordinance には、同規則に規定されていない事柄は英国証拠法に従って決する旨の規定が設けられている (100条)。なお、The Evidence (Amendment) Act, No. 6 of 2021 により、Evidence Ordinance 中の英国女王、英国議会、英国政府等に言及した独立前から存在する規定が改正されたが、前記100条は依然として同じ内容で存続している。

る。)あり、9つの部 (Part)、40の章 (Chapter)、附則第1 (First Schedule) 及び附則第2 (Second Schedule) からなる。附則第1は、刑法等に定められた犯罪ごとに、警察官が令状なしに逮捕できるか、被疑者を出頭させるために令状と召喚状のいずれによるか、保釈可能か否か、和解可能 (compoundable) か否か等の項目を記載した別表からなる。附則第2は、召喚状、宣誓供述書、逮捕・差押え・勾留の各令状等の書式を定めている。

ごく簡潔に各部の概要を紹介する。第1部は定義規定、第2部は各審級の裁判所の刑事手続に関する権限及び管轄等に関する規定である。第3部は、一般規定として、幅広い条文を含んでおり、逮捕 (第4章)、召喚 (第5章)、押収手続 (第6章) 等に関する規定を含む。第4部は、犯罪の防止に関する内容であり、犯罪にまで至らない治安を乱す要因を列挙し、その要因を除去又は軽減するために裁判所や治安官 (peace officer) が取り得る手段等を定めている。第5部は、犯罪捜査に関する内容であり、主に警察官や治安官による捜査手続について規定している。第6部は、起訴及び公判審理に関する内容であり、裁判所の管轄 (第13章)、治安判事裁判所における審理 (第14、17章)、高位裁判所における審理 (第15、18章)、予備審問及び公判に関する一般規定 (第21章)、証拠調べ手続 (第22章)、判決 (第23章)、刑の言渡し及び執行 (第24章) 等に関する規定を含む。第7部は、控訴等の不服申立てに関する内容である。第8部は、特別規定として、検死 (第30章)、判断能力が十分ではない者の取扱い (第31章) 等の規定を含む。第9部は、補足規定として、法務長官が関与する審理 (第33章)、保釈 (第34章)、物の没収や還付の手続 (第38章) 等に関する規定を含む。

(2) 改正経過の概要

別表2は、筆者において把握できた限りのこれまでの刑事訴訟法の改正経過を、改正年、改正対象の条文及び改正の概要を記載して整理したものである²⁹。通し番号18の改正のみ、刑事訴訟法以外の法律によって刑事訴訟法が改正された。これまでの改正は、通し番号20、23、24の改正、すなわち、2005年、2007年、

²⁹ 調査の結果、① The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 24 of 1979、② The Criminal Procedure (Special Provisions) (Amendment) Act, No. 54 of 1980、③ The Criminal Procedure (Special Provisions) (Amendment) Act, No. 51 of 1982 という法律の存在が判明しており、これらは、いずれも、保釈が許されない場合や特定の種類の犯罪について拘禁刑を言い渡す場合の処断刑の特則を定めた The Criminal Procedure (Special Provisions) Law, No. 15 of 1978 (同法の条文については Google Books 内の "The Laws of Sri Lanka 1978 Nos. 1-43", Department of Government Printing (https://www.google.co.jp/books/edition/The_Laws_of_Sri_Lanka/9MlxAQAAIAAJ?hl=ja&gbpv=1&dq=%22the+laws+of+sri+lanka+1978%22&pg=PP13&printsec=frontcover) を参照した。) を改正するものである。このうち、②は、現行の刑事訴訟法の保釈に関する規定が②に従うと定め、③もそのことを前提に、The Criminal Procedure (Special Provisions) Law, No. 15 of 1978 の適用対象となる犯罪を拡大したものである。なお、①～③は、現行の刑事訴訟法そのものを改正していないことから、別表2の改正経過には含めていない。

また、Sri Lanka Ports Authority (Amendment) Act (No. 7 of 1984) は、「61条A(2)項 港湾局法61条Aの犯罪は、刑事訴訟法の令状なしに逮捕可能な犯罪とみなす。61条B 刑事訴訟法303条 (拘禁刑の執行猶予判決) 及び306条 (裁判所による条件付き免責) は、港湾局法61条A又は61条Hの犯罪に適用されない。65条(2)項 港湾局によって権限を付与された港湾局職員は、同局を代理し、刑事訴訟法第17章の範囲内であつ同局が関わる限りで、あらゆる事柄を捜査及び調査し並びに起訴することができる。」という条文を新設しており、61条Bは、刑事訴訟法303条及び306条の適用除外を定めている (<https://www.srilankalaw.lk/YearWisePdf/1984/SRI%20LANKA%20PORTS%20AUTHORITY%20%28AMENDMENT%29%20ACT,%20NO.%207%20OF%201984.pdf>) もの、前同様、現行の刑事訴訟法そのものを改正していないことから、別表2の改正経過には含めていない。

2013年にそれぞれ特別規定（special provisions）³⁰が定められたときを除き、既存の条文を削除、修正又はこれに追加するものであった。刑事訴訟法の章の順番や表題が変更されたり、章自体が削除又は追加されたりしたことはない。つまり、度重なる改正を経ても、制定当初の刑事訴訟法の骨格は維持されているといえる。

これまでの改正の内容は、執行猶予の要件を定めるものから児童虐待事件の特別の手続を定めるものまで、内容が多岐にわたり、改正の規模も様々である。ここでは、従前からスリランカの刑事司法における重要な問題と認識されていた刑事訴訟の迅速化に関連する改正を取り上げ、その概要を紹介するとともに、特徴を検討したい。

4 刑事訴訟の迅速化に関連する改正

(1) 概要

刑事訴訟の迅速化は、長年にわたりスリランカの課題とされている³¹。2017年にスリランカ議会の委員会が公表した報告書（以下「報告書」という。）によれば、高位裁判所に係属する事件について、正式起訴から判決までに要する期間が平均で5.5年であると指摘されている³²。係属事件数についても、最近の統計によれば、高位裁判所に係属中の刑事関係事件数が2020年12月31日時点で2万8522件とされており、2018年に1万8383件、2019年に2万5095件であった³³ことからすると増加傾向が明らかである³⁴。

スリランカにおける刑事訴訟の迅速化に関連する改正の方向性として、以下に示すとおり、裁判所の連日開廷、特に裁判官による連日の審理を実現することが重視されていると指摘できる。言い換えれば、迅速化を図る方策として、裁判官による事件処

³⁰ The Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 15 of 2005, The Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 42 of 2007, The Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 2 of 2013. これらの特別規定には、治安官が令状なしで逮捕した者について、原則として、全事情を考慮して合理的な期間（逮捕の場所から治安判事の下への移動時間を除いて24時間）を超えて身柄を拘束することはできない、ただし同規定の附則に定められた一定の犯罪（謀殺、謀殺に至らない殺人、各種誘拐、強姦、爆発物・武器又は銃を用いた犯罪等）の逮捕については、逮捕後の身柄拘束期間を24時間を超えない範囲で更に延長することを認める、延長後の期間については被逮捕者に弁護人との接見交通権を認めるといった規定や（各規定2条）、犯罪が行われることで状況が悪化している又は公共の不安を引き起こす状況がある場合には（where there are aggravating circumstances or circumstances that give rise to public disquiet in connection with the commission of an offence）、法務長官から高位裁判所に対して直接正式起訴することを認める規定（各規定3条）、同様の状況下では治安判事裁判所における予備審問を行わず、法務長官の判断で高位裁判所に直接正式起訴するといった規定（各規定4条）等が含まれる。これらの特別規定は、いずれも、施行から2年間のみ効力を有する限時法であるが（各規定7条）、2007年及び2013年の特別規定には有効期間を延長できる旨が定められている。

³¹ 例えば、Soosaithas et als. (2022) p.29。

³² Sectoral Oversight Committee on Legal Affairs (anti corruption) & Media (2017) p.3（以下、同報告書については、注においても「報告書」と記載する。）

³³ Case Statistics year 2020 Ministry of Justice
(<https://www.moj.gov.lk/images/pdf/Statistics/Case-Statistics-2020.pdf>)

ただし、この数字には、保釈請求や令状請求の件数等、公判以外の件数も含まれていることに注意を要する。参考までに、同ウェブサイトに掲載された2020年の係属事件数のうち、高位裁判所を第一審として係属した公判と思料される数字（表の項目上、Attempt to Murder & Murder, Poisonous, Opium & Dangerous Drugs Ordinance (Heroin), Child Abuse, Rape, Prostitution, Offensive Weapons Act, Prevention of Terrorism Act, Motor Traffic Accidents, Public Property Act, Financial Frauds, Other Criminal Cases, Bribery Cases と表示されているもの）のみを合計すると、2万564件となる。

³⁴ 高位裁判所における民事刑事を問わない係属事件全体の件数（ただし、その内訳は不明である。）は、2019年が2万6033件、2020年が2万7766件、2021年（2021年12月31日時点）が3万2333件とされており、同様に増加傾向が明らかである（Case Statistics 2021, the Ministry of Justice (https://www.moj.gov.lk/images/Media_Unit/2023/reports/Case_statistics_2021.pdf))。

理の効率性に焦点が当てられている。

(2) 連日開廷に関する規定の導入

裁判官3名の合議体（Judicature Act 12条）による審理について定めた450条(5)項は、1988年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 1988）前には、「高位裁判所における合議体による公判は、可能な限り迅速に、高位裁判所における陪審員なしの公判と同様に進められなければならない」と定めていた。これに対し、同改正によって新設された同条(5)項(b)号は、既存の(5)項に付加する形で、「高位裁判所における合議体による公判（trial before the High Court at Bar）は、例外的な事情がない限り、公判の迅速な処理を保障するために、連日開廷で審理されなければならない（shall ... be heard from day to day）。」と定めた。現行の刑事訴訟法に連日開廷の規定が盛り込まれたのはこれが初めてであった³⁵。条文上、高位裁判所における合議体による公判であれば罪種を問わずに連日開廷の対象となることが注目される。

さらに、2005年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005）により、証人の不在又はその他の合理的な理由のために審理若しくは公判の開始を延期又はこれらの期日を持ち越して続行する場合に裁判所が当該延期又は持ち越しの期間を定めることができる旨の263条(1)項に、新たに、ただし書きとして、「高位裁判所における全ての公判（trial）は、陪審員の有無にかかわらず、可能な限り、連日行われなければならない。」と加えられた。

刑事訴訟法そのものの改正ではないが、Judicature Actの2018年の改正（The Judicature (Amendment) Act, No. 9 of 2018）も、一部の事件について連日開廷を定めた。これは、刑法等に定められた経済犯罪の一部³⁶について、法務長官又は贈収賄汚職防止長官（The Director General for the Prevention of Bribery and Corruption）が、最高裁判所長官に対し、高位裁判所の裁判官から任命された3名の裁判官の合議体により構成される常設高位裁判所（Permanent High Court）を第一審裁判所として審理に付すことを求め（12条のA(1)項(a)号、(4)項(a)号）、最高裁判所長官からその旨の指示があった場合に、同裁判所における審理に付し（12条のA(4)項(b)号）、同裁判所において、陪審員なしの裁判官のみの合議体が連日開廷による審理を行うことを義務付けるものである（12条のA(5)項(a)号）。同改正は、一定の種類の事件について、常設高位裁判所の専属管轄を定めるとともに、連日開廷による迅

³⁵ ウィジェトンガ（1983）37、38ページには、「高等裁判所で陪審審理が施行される場合には、審理は、評決に至るまで毎日行われる。」とあり、法的根拠は明らかではないが、同論文執筆当時は、少なくとも高位裁判所における陪審裁判の審理は連日行われていたことがうかがわれる。同論文は、続けて、「治安裁判所及び始審裁判所（Primary Court）の審理についても、我が司法行政委員会は、特別の理由がない以上連日に審理すべきこと及び特別の理由は記録上明示しておくことと定めた。同委員会は、これらの裁判所の開廷時間についても定めており、これによると、裁判官は、1日約5時間を事件の審理、判決にあてるよう要請されているのである。」と記している。ここで言及されている司法行政委員会の規定は不見当であるものの、Judicature Actの1989年の改正（The Judicature Act, No. 16 of 1989）により、第一審裁判所の期日は、午前と午後に分けて行われ（5条A(1)項）、それぞれが少なくとも2時間30分にわたって開廷されなければならない（5条A(3)項）と定められた。

³⁶ 附則の別表に定められており、例えば盗罪（theft、刑法366条）、背任罪（同388条）、文書偽造罪（同453条）、マネーロンダリング罪（マネーロンダリング防止法3条）、司法官及び国会議員に関する贈収賄罪（贈収賄法14条）等がある。

速な審理を義務付けることにより、刑事訴訟の迅速化を図るものである³⁷。

より最近の動きとして、本誌第93号で紹介した2022年の刑事訴訟法の改正による Pre-trial Conference（以下「PTC」という。）の導入が挙げられる³⁸。PTCは、裁判所の主宰の下で、公判開始前に、当事者らとの間で、証人等各種証拠の利用可能性等を整理するための手続であり、連日開廷を実現するためのいわば前提条件を整備しようとするものである³⁹。したがって、近時のPTCの導入は、それ以前から続く連日開廷の導入による刑事訴訟の迅速化に向けた改正の一環と位置付けられる。

(3) 陪審裁判の対象の縮小

スリランカにおいては、先に述べたとおり裁判官が連日審理することによる事件処理の効率性が重視されている反面、陪審裁判の利用を狭める方向の改正がなされていることを指摘できる。念のために記しておけば、一般市民を審理に参加させる陪審裁判においてこそ連日開廷が要請されることは、スリランカにおいては当然のことと認識されていると思料される⁴⁰。2022年のPTCに関する改正も、陪審員の有無にかかわらず、高位裁判所に係属する事件を連日開廷で審理することを前提としていた。したがって、陪審裁判の利用を狭める方向の改正が刑事訴訟の迅速化に逆行しているとまではいえないが、大きな流れとして、スリランカの刑事訴訟関連法が、裁判官（特に合議体）による迅速な審理の実現を目指す一方で、陪審裁判の対象を縮小させつつあることは指摘しておきたい⁴¹。この陪審裁判をめぐる点について以下検討することとしたい。

現行の刑事訴訟法下における陪審制度は、陪審員により審理可能であると法定された犯罪について、7名からなる陪審員（刑事訴訟法209条(1)項）が、主に事実認定を行い（刑事訴訟法232条）、有罪無罪の評決をするという仕組みである⁴²。陪審員が裁判に参加する場合、裁判官は、公判の過程で現れた法的問題、証明しようとする事実の関連性及び証拠の許容性といった問題を判断する（刑事訴訟法230条）⁴³。陪審員は裁判官1名と共に審理に臨み、裁判官の合議体による裁判について陪審員が選任されることはない（刑事訴訟法161条、Judicature Act 12条）。

現行の刑事訴訟法は、1979年の制定当初、161条において、起訴された犯罪のうち少なくとも1つがJudicature Actの附則第2に定められたものである場合⁴⁴又は

³⁷ 2018年5月9日付スリランカ議会における法案の趣旨説明（議事録p. 74）（<https://www.parliament.lk/uploads/documents/hansard/1526360684080017.pdf>）。

³⁸ 注2の拙稿参照。

³⁹ 改正刑事訴訟法の詳細は注2の拙稿参照。

⁴⁰ 前記注37の議事録中の「陪審裁判においては連日開廷が標準である」との発言参照（p. 76、77）。

⁴¹ その要因として、陪審裁判に要する時間、労力及び費用等の問題が想定されるものの、本稿ではこれ以上の言及を控えたい。

⁴² Soosaithas et als. (2022) p.38, 39.

⁴³ ただし、裁判官は、検察側立証が終了した段階で、有罪とするに足る証拠がないと判断した場合は、陪審員に対し、無罪の評決を下すことを命じなければならない（刑事訴訟法220条）。また、裁判官は、陪審員の下した評決を認めない場合には、陪審員に対して再考を求め、再考後の評決が真正な評決として扱われる（刑事訴訟法235条(2)）。

⁴⁴ 刑法296条（謀殺罪）、297条（謀殺に至らない殺人罪）、300条（謀殺未遂罪）及び364条（強姦罪、ただし16歳未満の女性について行われた場合を除く。）、これらの犯罪の実行若しくは教唆のための教唆又は共謀、Offensive Weapons Act 4条(2)（Offensive weaponを用いて人を傷害した場合）、6条(1)（その教唆、共謀及び幫助）に定められた犯罪及びこれらの犯罪の共謀（The Judicature (Amendment) Act, No. 27 of 1998による改正後）。

法務長官が事件の性質や事情を考慮して高位裁判所において陪審員により審理すべきと決定した場合に、陪審員により裁判をすることを定めていた⁴⁵。しかし、1988年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988）により、161条に、「本法及びその他法律の規定に従い、全ての正式起訴に係る高位裁判所に係属する起訴事件は当該裁判所の裁判官により審理されなければならない。ただし、起訴された犯罪のうち少なくとも1つが Judicature Act, Nos. 2 of 1978 の附則第2に定められたものである場合、公判は、被告人が陪審員により審理されることを選択した場合に限り、裁判官1名と陪審員によるものとしなければならない。」と定められた⁴⁶。同改正は、被告人の陪審裁判を受ける権利を明示的に定めたものとされる⁴⁷。これに合わせて、同改正では、195条（ee）号として「正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係るものである場合、被告人に対し陪審員による審理を希望するかどうかを確認すること」と定められた⁴⁸。その一方で、被告人の選択（積極的な意思表示）を陪審裁判に付す要件としたことからすれば、客観的には、陪審裁判が行われる場合がより限定されたといえよう。

さらに、1988年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 1988）では、前記のとおり、刑法の内乱罪（114条）、同陰謀罪（同115条）、同予備罪（同116条）といった一定の重大な犯罪類型の審理方法について定める刑事訴訟法450条（1）項に、これらの事件を高位裁判所において裁判官3名の合議体が陪審員の関与なしに審理することが定められた。Judicature Act の前記2018年の改正（The Judicature (Amendment) Act, No. 9 of 2018）も、刑法等に定められた経済犯罪の一部について法務長官等の求めがある場合に常設高位裁判所において裁判官の合議体が陪審員の関与なしに審理することを定めた。これらの場合に被告人が陪審裁判を選択する余地はない。

これら一連の改正がなされた一方で、陪審裁判の利用を拡大する方向の改正は見当たらない。したがって、スリランカの法律上、陪審裁判が実施される場合が徐々に制限されつつあることになる⁴⁹。従前の陪審裁判をめぐる改正の経緯やこれに対する社会の反応は、現時点で入手可能な資料からは判然としないが、今後の検討課題とした

⁴⁵ 一定の犯罪類型について刑事訴訟法の特別法となる The Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act (Nos. 48 of 1979) は、これらの事件が陪審員なしの審理によることを定めている（15条、22条）。

⁴⁶ Judicature Act の11条も同様に改正された（The Judicature (Amendment) Act, No. 16 of 1989）。

⁴⁷ スリランカ最高裁判決 THE ATTORNEY-GENERAL v SEGULEBBE LATHEEF AND ANOTHER SUPREME COURT. J.A.N. DE SILVA, J. BALAPATABENDI, J., AND RATNAYAKE, J. S.C. APPEAL NO. 79A/2007, 24/2008 AND 25/2008 23 JULY 2008 AND 19 AUGUST 2008 (<https://www.lawnet.gov.lk/wp-content/uploads/2016/11/022-SLLR-SLLR-2008-V-1-THE-ATTORNEY-GENERAL-v.-SEGULEBBE-LATHEEF-AND-ANOTHER.pdf>)。

⁴⁸ 195条（ee）号は、2022年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022）で削除されたが、同改正により、PTCの目的を定める195条A（3）項（d）号として、「正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係る場合、被告人に対し陪審員による審理を選択するか否かを確認し又は検察官若しくは被告人に対し208条に定められた特別陪審員の要否を確認する」という条文が新設されており、PTCの段階で被告人に対し陪審員による審理の希望の有無を確認することとされている。

⁴⁹ スリランカにおいて陪審裁判の実施が法律上制限されつつあることは、旧法に当たる司法行政法においては高位裁判所に係属する全ての事件が原則として陪審裁判によると定められていた（20条（3）項）ことを踏まえれば、長期的な傾向とも言い得ると思われる。

い。

5 終わりに

これまで検討したとおり、スリランカにおいては、刑事訴訟の迅速化の実現に当たり、起訴後の裁判官の事件処理ペースの向上に期待しているといえる。高位裁判所の裁判官の定員を定める *Judicature Act* 4 条が改正のたびにその数を増やし⁵⁰、直近の 2017 年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 26 of 2017*) により、同定員の上限が 75 名から 110 名とされたことも、そのような期待の現れといえよう。その一方で、報告書においては、国を代理して公判に立会する法務長官府所属の検察官の人数が足りないことも、刑事訴訟の遅延の一因であると捉えられているようである⁵¹。裁判官の増員等により裁判所の審理機能の強化を図るのであれば、これに対応した法務長官府側の体制の強化は不可避となるであろう。

このように、従前の改正は、事件が起訴され裁判所に係属した後の段階に焦点を当てていたといえるが、スリランカにおいては、刑事訴訟の遅延の原因は、刑事裁判の期間だけの問題ではないと指摘されている。例えば、報告書は、高位裁判所に起訴された重大犯罪について、事件発生から同裁判所に正式起訴されるまでの平均期間が 4.7 年間とされているとし⁵²、高位裁判所への起訴を担当する法務長官府の動きが鈍いことが社会的に非難されているとも指摘している⁵³。ここでは、起訴までの期間、つまり捜査に要する期間も短縮されるべきという認識があるといえる。この点に関連し、刑事司法が事件の膨大な発生件数を克服する現実的な可能性の 1 つとして、検察・警察等による裁判所以前の段階での刑事手続の終結が挙げられることがある⁵⁴。裁判所に新規に係属する事件数が減れば、その分、既存の未済事件を審理する余裕が増え、審理終結までの時間が短くなることが期待される。もっとも、現行の刑事訴訟法の改正経過を見るに、起訴件数の削減という観点から改正されたことはなく⁵⁵、日本における起訴猶予に相当する手続は法定されていない⁵⁶。スリランカの実務家の中には、証拠がある以上は起訴すべきであるとして起訴猶予に消極的な意見もある一方で、公判係属件数の対策として検

⁵⁰ 高位裁判所の裁判官の定員は、*Judicature Act* の制定時 (*The Judicature Act (Nos. 2 of 1979)*) には、10 名以上 16 名以下とされていたが、それ以降、その上限について、1983 年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 35 of 1983*) により 20 名、1989 年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 16 of 1989*) により 40 名、2007 年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 31 of 2007*) により 60 名、2010 年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 10 of 2010*) により 75 名とされた。

⁵¹ 報告書 (2017) p. 7。

⁵² 報告書 (2017) p. 3。

⁵³ 報告書 (2017) p. 6。法務長官を務めた Dappula De Livera 氏は、インタビューにおいて、警察の捜査の遅延が刑事手続の遅延の主要な原因の一つであると述べている (Zulfick Farzan, 24 May, 2021 (<https://www.newsfirst.lk/2021/05/24/exclusive-rule-of-law-has-suffered-due-to-delays-in-justice-system-retiring-ag-de-livera/>))。同様に捜査段階の遅延が刑事訴訟の遅延の原因の一つであると指摘するものとして Centre for Policy Alternatives (2018)。

⁵⁴ イェルク＝マルティン・イエーレ (2008) 173、174 ページ。

⁵⁵ 報告書においても、法務長官府の職員の待遇改善や増員等が対応策として提唱されているもの (p. 6、7)、起訴件数の視点からの検討は見られない。

⁵⁶ Kumarasingha (1999) p.130 (日本語訳・19 ページ)。なお、法務長官は、起訴裁量について広範かつ独占的な権限を有しており、被疑者を不起訴とするだけではなく、裁判所の同意があれば起訴後に起訴を取り下げる (*nolle prosequi*) こともできる (Soosaithas et als. (2022) p.10)。

察官の訴追裁量権の強化を挙げる意見もあるようである⁵⁷。むろん、起訴猶予等の訴追裁量権の行使には常に恣意性の問題がつきまとう⁵⁸。仮に起訴猶予又はこれに類する制度を導入するとなれば、検察官が起訴の判断に当たって参照すべき指針⁵⁹や日本の検察審査会のような事後審査の仕組みの導入も検討の俎上に載せられることが予想される。

本稿で取り扱った改正経過からは、スリランカが刑事訴訟の迅速化に向けて長年にわたり立法による解決を試みていたことが読み取れる。もっとも、連日開廷については必ずしも実践されていない旨の指摘もなされている上⁶⁰、改正を経ても前記のとおり未済件数が多数に上っていることからすれば、今後も刑事訴訟の迅速化に向けて法改正を含めた対策を講じていく必要があるといえる。確かに、迅速化を重視するあまりに手続が拙速となり、被疑者・被告人及び被害者等の関係者の正当な利益を害することは望ましくない。しかしながら、スリランカにおいては、むしろ、刑事訴訟の長期化こそが関係者の利益を大きく害するものであると認識されていると思われる⁶¹。今後も刑事訴訟の遅延の軽減・解消の見地から刑事訴訟関連法令の改正が進められるのであれば、その方向性が、これまでの改正のように裁判所の審理機能の強化となるか、起訴前の段階で訴追裁量の幅を増やして起訴件数を絞るなどの新たな方策の導入となるかは注目すべき点であり、将来の改正の動きを注視していく必要がある。

【参考文献】

アトコラーラゲ・ソマワンサ・ウィジェトンガ 「スリランカの刑事裁判及び司法行政の近況」『法の支配』 第55号 1983年7月 pp. 36-41

Cooray, L., “The reception of Roman-Dutch law in Sri Lanka”, *The Comparative and International Law Journal of Southern Africa*, 7(3), pp.295-320, 1974

Kumarasingha, D.P., “The Role and Function of Prosecution in Sri Lanka”, *Resource Material no.53*, United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, 1998

(https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No53/No53_15VE_Kumarasingha.pdf) (日本語訳 D. P. クマラシンゲ 「スリランカにおける検察の役割と機能」『アジア諸国の検察制度』 国連アジア極東犯罪防止研修所 1999 pp. 1-24)

D.S. Soosaithe et al., “Criminal Justice System, Roles of Prosecution, Defense & Judiciary in Sri Lanka”, *ICD NEWS* (March 2022) pp.3-42

Sectoral Oversight Committee on Legal Affairs (anti corruption) & Media, “Recommendations

⁵⁷ 例えば、及川裕美「第4回スリランカ本邦研修（オンライン）（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）」*ICD NEWS* 第91号2022年6月号117ページ参照。

⁵⁸ 例えば、Stephanos Bibas, “The Need for Prosecutorial Discretion” (2010), *Faculty Scholarship at Penn Carey Law*, No. 1427, p. 371 (https://scholarship.law.upenn.edu/faculty_scholarship/1427) 参照。

⁵⁹ 例えば、英国 Crown Prosecution Service の *The Code for Crown Prosecutors* (<https://www.cps.gov.uk/publication/code-crown-prosecutors>) 参照。

⁶⁰ 例えば、Asian Human Rights Commission, “SRI LANKA: Failure to provide adequate remedy even for crimes such as murder and rape”, February 14, 2007 (<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AS-032-2007/>) 参照。

⁶¹ 例えば、RAJA WICKRAMASINGHE, “Justice delayed is justice denied”, *TIMES ONLINE*, Mar. 5, 2018 (<https://sunday-times.lk/online/latest-news/justice-delayed-is-justice-denied/18-1040107>) 参照。

Pertaining to the Expeditious and Efficient Administration of Criminal Justice”, Wednesday, 20 September 2017

(<https://www.parliament.lk/uploads/comreports/1510738363068517.pdf>)

The Centre for Policy Alternatives (CPA), “A Brief Guide to the Judicature (Amendment) Act No 9 of 2018”, July 2018

(<https://www.cpalanka.org/wp-content/uploads/2018/07/FAQ-on-Judicature-amdnment-act-Final-1.pdf>)

田島裕 『イギリス法入門 第2版』 信山社 2009

田中英夫編 『英米法辞典』 東京大学出版会 1991

ノエル・チタウエラ 「スリランカの刑事司法制度」 『犯罪と非行』 1982年11月
pp. 183-202

安田信之 「独立後スリランカの司法機構の変動」 千葉正士編 『スリランカの多元的法体制：西欧法の移植と固有法の対応』 成文堂 1988 pp. 123-157

比較民事訴訟法研究会 「スリランカの司法制度」 『比較法雑誌』 第28巻第3号
1994 pp. 53-73

Peiris, G.L., *Criminal Procedure in Sri Lanka*, Stamford Lake (Pvt) Ltd., 1975

イエルク＝マルティン・イエーレ 葛原力三訳 「起訴法定主義の終焉 —ヨーロッパ諸国との比較におけるドイツの状況—」 刑法雑誌 47(2) 2008 pp. 171-189

The Criminal Procedure Code, No. 15 of 1898	The Administration of Justice Law, Act No. 44 of 1973 (司法行政法)	The Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979 (現行の刑事訴訟法)
第1部	第1章 The Judicature (5-7 条)	第1部
第1章 Preliminary (1-6 条)	The Supreme Court Of Sri Lanka (8-15 条)	第1章 Preliminary (1-7 条)
第2部	Establishment Of Subordinate Courts (16-17 条)	第2部
第2章 Powers of Criminal Courts (7-18 条)	High Courts (18-23 条)	第2章 Powers of Criminal Courts
	District Courts (24-28 条)	A Powers Generally (8-16 条)
	Magistrates' Courts (29-31 条)	B Payments of Costs and Compensation (17 条)
	Attorney-General (32 条)	C Community Service Orders (18 条)
第3部	The Legal Profession (33-26 条)	第3部 General Provisions
第3章 General Provisions (19-22 条)	Honorary Officers (37-38 条)	第3章 Of Aid and Information to the Magistrates and Police and Persons Making Arrests (19-22 条)
第4章 Of Arrest, Escape, and Retaking	General Provisions (39-51 条)	第4章 Of Arrest, Escape, and Retaking
A Arrest Generally (23-31 条)	Transitional Provisions And Interpretation (52-54 条)	A Arrest Generally (23-31 条)
B Arrest without a warrant (32-43 条)	第2章 Criminal Procedure (55 条)	B Arrest without a warrant (32-43 条)
第5章 Of Processes to Compel Appearance	Prevention Of Offences (56-66 条)	第5章 Of Process to Compel Appearance
A Summons (44-49 条)	Investigation (67-83 条)	A Summons (44-49 条)
B Warrant of Arrest (50-58 条)	Arrest (84-92 条)	B Warrant of Arrest (50-59 条)
C Proclamation and Attachment (59-61 条)	Proclamation And Attachment (93-94 条)	C Proclamation and Attachment (60-62 条)
D Other Rules Regarding Processes (62-65 条)	Search (95-102 条)	D Other Rules Regarding Processes (63-65 条)
第6章 Of Process to Compel the Production of Documents and Other Movable Property and for the Discovery of Persons Wrongfully Confined	Bail (103-107 条)	第6章 Of Process to Compel the Production of Documents and Other Movable Property and for the Discovery of Persons Wrongfully Confined
A Summons to Produce (66-67 条)	The Charge (108-121 条)	A Summons to Produce (66-67 条)
B Search Warrants (68-71 条)	Process (122-134 条)	B Search Warrants (68-71 条)
C Discovery of Persons Wrongfully Confined (72 条)	Of Trials Generally (135-162 条)	C Discovery of Persons Wrongfully Confined (72 条)
D General Provision Related to Searches (73-76 条)	Trial By Magistrate's Court (163-177 条)	D General Provision Related to Searches (73-76 条)
E Miscellaneous (77-79 条)	Trial By District Court (178-188 条)	E Miscellaneous (77-79 条)
第4部 Prevention of Offences	Trial Before The High Court (189-236 条)	第4部 Prevention of Offences
第7章 Of Security for Keeping the Peace and for Good Behaviour	Death (237 条)	第7章 Of Security for Keeping the Peace and for Good Behaviour
A Security for Keeping the Peace on Conviction (80 条)	Imprisonment (238-241 条)	A Security for Keeping the Peace on Conviction (80 条)
B Security for Keeping the Peace in other Cases and Security for Good Behaviour (81-89 条)	Whipping (242 条)	B Security for Keeping the Peace in other Cases and Security for Good Behaviour (81-88 条)
C Provisions Applicable to All Orders to Furnish Security (89A-98 条)	Fine (243-249 条)	C Provisions Applicable to All Orders to Furnish Security (89-93 条)
	Conditional Release (250 条)	D Discharge of Sureties (94 条)
第8章 Unlawful Assemblies (99-104 条)	Probation (251-257 条)	第8章 Unlawful Assembly (95-97 条)
第9章 Public Nuisances (105-113 条)	Security For Keeping The Peace (258-259 条)	第9章 Public Nuisances
	Payment Of Costs And Compensation (260-261 条)	A Orders for Removable or Abatement in Cases of Nuisance (98-105 条)
	Disposal Of Property (262-264 条)	B Temporary Orders in Urgent Cases of Nuisance (106 条)
第10章 Temporary Orders in Urgent Cases of Nuisance (114 条)	Miscellaneous (265-266 条)	第10章 Preventive Action of Peace Officers (107 条)
第11章 Preventive Action of Peace Officers (115-119 条)	Execution Of Judgment (267-274 条)	
第5部 Investigation of Offences	Interpretation (275 条)	第5部 Investigation of Offences
第12章 Information to Police Officers and Inquirers and Their Powers to Investigate (120-132 条)	第3章 Testamentary Procedure (276-279 条)	第12章 Information to Police Officers and Inquirers and Their Powers to Investigate (108-125 条)
第13章 Statements to Magistrates or Peace Officers (133-134 条)	Interim Order (280-283 条)	第12章 Statements to Magistrates or Peace Officers (126-127 条)
第6部 Proceedings in Prosecutions	Final Order (284-291 条)	第6部 Proceedings in Prosecutions
第14章 The Jurisdiction of the Criminal Courts in Inquiries and Trials	Directions To The Public Trustee (292-299 条)	第13章 Of the Jurisdiction of the Criminal Courts in Inquiries and Trials
A Place of Inquiry or Trial (135-146 条)	Settlement Of Accounts (300-307 条)	A Place of Inquiry or Trial (128-134 条)
B Conditions Necessary for Initiating Proceedings (147 条)	Administration Of Estates By The Public Trustee (308 条) -	B Conditions Necessary for Initiating Proceedings (135 条)

第15章 Of the Commencement of Proceedings before Magistrates' Courts (148-154 条)	Foreign Probates (309 条)	第14章 Of the Commencement of Proceedings before Magistrates' Courts (136-144 条)
第16章 Of the Inquiry into Cases Which Appear not to be Triable Summarily by a Magistrate's Court But Triable by the High Court (155-166 条)	General And Transitional Provisions And Interpretation (310-314 条)	第15章 Of the Inquiry into Cases Which Appear not to be Triable Summarily by Magistrate's Court But Triable by the High Court (145-163 条)
第17章 Of the Charge (167-186 条)	第4章 Appeals Procedure (315 条)	第16章 Of the Charge (164-181 条)
第18章 The Trial of Cases Where a Magistrate's Court has Power to Try Summarily (187-199 条)	Right Of Appeal (316-317 条)	第17章 The Trial of Cases Where a Magistrate's Court has Power to Try Summarily (182-192 条)
第19章 Trials by High Court (200-215 条)	Lodging Of Appeals (318-328 条)	第18章 Trials by High Court
第20章 Trials before the Supreme Court	Pre-Hearing Proceeding (329-336 条)	A General (193-195 条)
A Preliminary (216-218 条)	Hearing Of The Appeal (339-347 条)	B Trial by Judge of the High Court Without a Jury (196-203 条)
B Commencement of Trial (219-222 条)	Powers Of Supreme Court In Appeal (348-356 条)	C Trial by Jury (204-238 条)
C Choosing a Jury (223-230 条)	第5章 Destruction Of Court Records (357-360 条)	D Re-trial of Accused After Discharge of Jury (239 条)
D Trial to Close of Case for Prosecution and Defence (231-242 条)	第6章 (361-674 条)	E Procedure in Case of Previous Conviction (240 条)
E Conclusion of Trial (243-251 条)		F Trials in the High Court in the Absence of the Accused (241-242 条)
F Re-trial of Accused after Discharge of Jury (252 条)		
G Procedure in Case of Previous Conviction (253 条)		
第21章 Of Expenses of Witnesses, etc., Costs, and Compensation (253 条 A-253 条 E)		第19章 Of Expenses of Witness and of Jurors (243 条)
第21章 Of Jurors and Assessors (254-281 条)		第20章 Of Jurors (244-254 条)
第22章 General Provisions as to Inquiries and Trials (282-296 条)		第21章 General Provisions as to Inquiries and Trials (255-271 条)
第23章 Of the Mode of Taking and Recording Evidence in Inquiries and Trials (297-303 条)		第22章 Of the Mode of Taking and Recording Evidence in Inquiries and Trials (272-278 条)
第24章 Of the Judgement (304-308 条)		第23章 Of the Judgement (279-285 条)
第25章 Of Sentences and the Carrying out Thereof (309-324 条)		第24章 Of Sentences and the Carrying out Thereof (286-305 条)
第26章 Conditional Discharge of Offenders, etc. (325-327A 条)		第25章 Conditional Discharge of Offenders, etc. (306-310 条)
第27章 Of Suspensions, Remissions and Commutations of Sentences (328-329 条)		第26章 Of Suspensions, Remissions and Commutations of Sentences (311-313 条)
第28章 Of Previous Acquittals or Convictions (330-331 条)		第27章 Of Previous Acquittals or Convictions (314-315 条)
第7部 Of Appeal, Reference and Revision		第7部 Of Appeal, Reference and Revision
第29章 Of Appeals (332-334 条)		第28章 Of Appeals (316 条)
第30章 Appeals from District or Magistrates' Courts to the Supreme Court (335-352 条)		A Appeals from Magistrates' Courts to the Court of Appeal (317-330 条)
		B Appeals from the High Court to the Court of Appeal and Applications for Leave to Appeal (331-357 条)
		C Abatement and Withdrawal of Appeals and Applications for Leave to Appeal (358-359 条)
		D State Representation at Appeals (360 条)
第31章 Of Reference and Revision (353-360 条)		第29章 Of Reference and Revision (361-368 条)
第8部 Special Proceedings		第8部 Special Proceedings
第32章 Inquests of Death (361-366 条)		第30章 Inquests of Death (369-373 条)
第33章 Persons of Unsound Mind (367-379 条)		第31章 Persons of Unsound Mind (374-386 条)
第34章 Proceedings in Case of Certain Offences Affecting the Administration of Justice (380-384 条)		第32章 Proceedings in Case of Certain Offences Affecting the Administration of Justice (387-392 条)
第9部 Supplementary Provisions		第9部 Supplementary Provisions
第35章 Of Proceedings by the Attorney-General (385-393 条)		第33章 Of Proceedings by the Attorney-General (393-401 条)
第36章 Of Bail (394-400 条)		第34章 Of Bail (402-408 条)
第37章 Of Commissions for the Examination of Witnesses (401-405 条)		第35章 Of Commissions for the Examination of Witnesses (409-413 条)
第38章 Special Provisions Relating to Evidence (406-409 条)		第36章 Special Provisions Relating to Evidence (414-420 条)
第39章 Provisions as to Bonds (410-412 条)		第37章 Provisions as to Bonds (421-424 条)
第40章 Of the Disposal of Property the Subject of Offences (413-421 条)		第38章 Of the Disposal of Property the Subject of Offences (425-433 条)
第41章 Transfer of Criminal Cases (422 条)		
第42章 Of Irregularities in Proceedings (423-426 条)		第39章 Of Irregularities in Proceedings (434-437 条)
第43章 General Provisions (427-444 条)		第40章 General Provisions (438-458 条)

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
1	1979	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 36 of 1979	457	457 条 (3) の後に (8A) 及び (8B) を挿入し、「(8A) 正式起訴に係る審理が 1979 年 7 月 2 日 (2 条) より前に高位裁判所において開始され、審理の対象となった犯罪が Judicature Act の第 2 表に掲載された犯罪に該当しない場合で、かつ、当該審理が同日の前日に係属中であった場合は、同正式起訴に係る公判は、高位裁判所において陪審員なしの裁判官 1 名によって審理されなければならない」、「(8B) 1979 年 7 月 2 日 (2 条) より前に治安裁判所における審理が開始され、審理の対象となった犯罪が本法の規定によれば高位裁判所によつてのみ審理が可能であり、かつ、当該審理が同日の前日に係属中であった場合は、本法又は他の法律の規定にかかわらず、当該治安裁判所は、審理を継続し、これを完遂する権限を有する」と定めた。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-2/
2	1979	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 68 of 1979	115	115 条 (3) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 (3) the Criminal Procedure (Special Provisions) Law の規定に従い、治安判事は、刑法 114 条 (※内乱罪)、191 条 (※死刑を法定刑とする犯罪に関する証拠の偽造等の罪) 及び 298 条 (※殺人に至らない行為により人を死亡させた罪) に基づき処罰可能な犯罪を犯し若しくは関与したことの申立てを受けて (a) 裁判所に自ら出廷した又は (b) 逮捕された者を保釈又はその他の理由で釈放してはならない。 ただし、その者については、the Criminal Procedure (Special Provisions) Law (No. 15 of 1978) の規定に従い、高位裁判所が法務長官の申立てにより別段の命令を発しない限り、裁判所に出現した日又は逮捕された日から 3 か月間を超える前に治安判事裁判所又は高位裁判所におけるその者に対する審理が開始されない場合には、保釈により釈放できる。 さらに、高位裁判所は、the Criminal Procedure (Special Provisions) Law (No. 15 of 1978) の規定に従い、特別の状況下において、前項の規定に定められた 3 か月間の期間が経過する前又は後にその者を保釈により釈放できる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-3/
3	1980	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 52 of 1980	2	定義規定を定める 2 条中の「Government Analyst」、「Government Examiner of Questioned Documents」の定義を変更した。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-2/
			109	109 条 (4A) 項の新設 (4A) 項 警察官の面前で犯罪が行われたときは、当該警察官は犯罪の現場又はその付近にいる者及び被疑者の供述を録取する手続に進むことができ、当該警察官が当該犯罪の行われた場所を管轄する警察署に所属していないかつた場合は、当該警察官は同警察署の担当者に事実を報告しなければならないと定める。 従前の (5) 項を削除し、以下の条文に差し替える。 (5) 項 (a) 警察官等が犯罪を現認していない場合の捜査開始の要件、捜査手続等について定める。 (b) 捜査を開始するに足る理由がないと判断したときは捜査を開始してはならないと定める。	
			115	115 条 (1) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 本章の下での捜査を 37 条で定められた 24 時間以内に完了することができ、更なる捜査が必要と信ずべき理由があるときは、警察署の担当者又は調査官 (inquirer) が、被疑者を当該事件を管轄する治安判事の下に送るとともに、当該治安判事に対して、当該事件に関する行われた捜査の過程で取り調べた証人の供述調書がある場合にはその要約と共に事件の報告を送らなければならないと定める。	
			116	116 条 (a) 号の「情報が十分な根拠を有し又は更なる捜査が必要な場合」という文言を「情報が十分な根拠を有している場合」という文言に差し替える。 (b) 号の「あらゆる当該武器」という文言を「あらゆる武器」という文言に差し替える。	
			118	118 条 (1) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 無令状で逮捕できない犯罪を捜査する者が、本法に基づき無令状で逮捕できる犯罪に關してのみ付与された権限を行使する必要があると判断したときは、治安判事の命令を得た上で、当該無令状で逮捕できない犯罪について当該権限を行使するものと定める。	
			135	(※全文掲載) 135 条を以下のとおり改正する。 135 条 (1) 項 (c) 号の「刑法 190、191、192、193、196、197、202、203、204、205、206、207、223 条」という文言を「刑法 190、193、196、197、202、203、204、205、206、207、223 条」という文言に差し替える。(※ 191、192、206 条が削除された。) 135 条 (1) 項 (e) 号の「刑法第 6 章の下で処罰可能なあらゆる犯罪又は同法 290 条 a 又は 291 条 b の下で処罰可能な犯罪」という文言を「刑法 290 条 a 又は 291 条 b の下で処罰可能な犯罪」という文言に差し替える。 135 条 (4) 項の次に以下の項目を追加する。 (5) 項 本条では「その他の者」という表現は治安官を含むものと見なされなければならない。 (6) 項 本条は法務長官が 393 条 (7) 項の下で権限を行使した事件には適用されないものとする。	

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
			142	(※全文掲載) 142 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (審理が進むときに適用される手続) 142 条 (1) 項 審理の対象となっている犯罪が Judicature Act の附則第 2 に定められた犯罪に該当する場合、審理の対象となつていない複数の犯罪のうち一つでもこれに該当する場合又は法務長官が 145 条 (b) 号若しくは 393 条 (7) 項 (b) 号に基づき治安判事に対し予備審問を行うように命じた場合は、治安判事は、第 15 章に定められた手続に従わなければならない。 (2) 項 犯罪が治安判事裁判所において略式で審理可能な場合は、治安判事は、第 17 章に定められた手続に従わなければならない。ただし、治安判事は、当該犯罪が治安判事裁判所においては十分に処罰され得ないと考えるときは、それ以上の審理を止め、法務長官に事件記録を送付し、以後、法務長官の指示に従わなければならない。 (※全文掲載) 158 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (被告人が警察の供述調書入手する権利があること) (1) 項 被告人は、公判に付されたとき、公判開始前の合理的な期間内に請求すれば、関連する資料が保管されている警察署の担当者から、治安判事の前で証言した証人の警察への供述調書の認証された写しの交付を受けることができる。その際には、大臣が規則で定めた金額を払わなければならない。ただし、その金額が定められるまでの間は、100 文字当たり 25 セントとする。 (2) 項 正式起訴が附則第 1 の第 8 列において治安判事により審理可能とされていない犯罪に掲げられていない証人の供述書は、法務長官は、正義の観点から、被告人又はその弁護人に対し、正式起訴状に掲げられていない証人の供述調書を閲覧できるようにしなければならない。 (※全文掲載) 162 条 (2) 項 (b) 号を以下の文言に差し替える。 本章に基づく予備審問が行われなかった場合には、被告人及び正式起訴状に掲げられた証人の警察官に対する供述調書 281 条を以下のとおり改正する。 「16 歳未満」という文言を「18 歳未満」という文言に差し替える。 (※全文掲載) 393 条 (7) 項を新設する。 393 条 (7) 項 本法の他の規定にかかわらず、法務長官は、犯罪の性質又はその他の状況に鑑み、略式犯罪に関して、以下のことをなし得る。 (a) 高位裁判所に対して正式起訴状を送付すること又は (b) 予備審問において記録された証拠が正式起訴の準備に当たって必要であると法務長官が判断した場合、法務長官が特定したあらゆる犯罪に関して第 15 章の手続に従って予備審問を行うよう治安判事に指示すること。 その場合、当該犯罪は治安判事裁判所によって審理することはできない。 従前の (7) 項を (8) 項と改める。 394 「公判に出席するため又は保釈を求めて高位裁判所に出頭する全ての者」という文言を「高位裁判所に出頭する全ての者」という文言に差し替える。 (※全文掲載) 443 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (告訴告発を行った弁護士又は被告人が、審理が終結していようと継続していようとその全部又は一部の認証された写し入手する権利があること) 443 条 裁判所の補助裁判官 (registrar) は、申立てがあれば速やかに (a) 法務長官に対して無料で (b) 告訴告発人又は被告人に対し 442 条で定められた金額の支払により 当該被告人に対する審理内容(継続していようと終結していようと)の全部又は一部の認証された写しを交付しなければならない。 (※全文掲載) 456A 制定法 456 条の次に 456 条 A として以下の条文を挿入する。 (本法の違反が告訴告発の有効性に影響しないこと) 456 条 A 本法の条文を遵守しなかったことは、その不遵守が実質的な損害を引き起こしていない限り、告訴告発、収容若しくは正式起訴の有効性又は証拠の許容性に影響しない。 (※全文掲載) 243 条 (1) 項 (a) 号を以下のとおり差し替える。 (a) Bribery Act に基づく犯罪について高位裁判所における審理、当該審理の予備審問又は治安判事裁判所における審理で証拠を提供するために召喚された証人の出頭及び証拠の提出によって生じた又はこれに伴う費用を統合基金から支払うこと並びにその支払が許される条件について	https://www.tamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-4/
4	1982	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 39 of 1982	243		

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
5	1985	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 49 of 1985	18	18条を削除し、以下の条文と差し替える。 (社会奉仕命令) 裁判所は、被告人の有罪時に拘禁刑を科し、又は有罪とされた者に罰金の未払いによる拘禁刑を科す代わりに、定められた書式の下で、有罪とされた者に対し、指定の場所において、特定された奉仕活動を行うように命令(以下「社会奉仕命令」という。)することができるとし、社会奉仕命令の内容や同命令が遵守されなかった場合の裁判所の措置等について定める。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-5/
6	1988	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988	124	(※全文掲載) 124条を削除し、以下の条文と差し替える。 (治安判事が捜査を助けること) 124条 申立てを受けた治安判事は、裁判所による適切な命令を発し、適切な令状を発することにより、捜査の遂行を助けなければならない。特に、犯罪者を特定するために面通しを自ら行うこと又はその実施を許可することができ、その目的のために被疑者又はその他の者を当該面通しに参加するように求め、証人をして隠れた場所から人の特定をさせ、当該面通しの経過を自ら記録するか記録させることができる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-6/
			161	(※全文掲載) 161条を削除し、以下の条文と差し替える。 (陪審員による裁判を行わなければならない場合とそうではない場合) 本法及びその他の法律の規定に従い、全ての正式起訴に係る高位裁判所に所属する起訴事件は当該裁判所の裁判官により審理されなければならない。ただし、起訴された犯罪のうち少なくとも1つが Judicature Act, No.2 of 1978の附則第2に定められたものである場合、公判は、被告人が陪審員により審理されることを選択した場合に限り、裁判官1名と陪審員によるものとしなければならない。	
			195	(※全文掲載) 制定法195条(e)号の次に以下の条文を挿入する。 「(ee) 正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係るものである場合、被告人に対し陪審員による審理を希望するか否かを確認すること」	
			266	(※全文掲載) 266条(4)項を削除し、以下の条文と差し替える。 (4)項 本法以外の法律の規定に従い、本条に基づく犯罪の和解は (a) 当該犯罪についての起訴が治安判事裁判所に係属していない場合、被告人に対する無罪判決としての効果を有しない。 (b) 当該犯罪についての起訴が治安判事裁判所に係属している場合、被告人に対する無罪判決としての効果を有する。	
			414	414条を以下のとおり改める。 414条(1)項 政府鑑定人、政府の医官等が作成する文書等の証拠の許容性について定めた。 (5a)項 制定法414条(5)項の次に以下の条文を挿入する。 (5a)項 宣誓供述書により認証された(1)項にいう公務員以外の公務員の書面による陳述で、当該公務員の職務に関する義務又は役割の履行若しくは執行に際してなされた行為に関連するものは、当該公務員が証人として呼ばれないとしても、本法の調査、審理又はその他の手続で証拠として提出されることができる。 (6)項にただし書きとして、以下の条文を加える。 裁判所が、(1)項等に定めのある者の証言が必要と判断した場合は、証人として召喚できると定めた。	
			419	419条(1)項を削除し、以下の条文と差し替える。 419条(1)項 非略式手続の終結時に、治安判事が、被告人に対し、人、物質又は物の特定に関する事実や、面通しが実施された場において証人が特定した人物を特定したという事実等について同意するかを確認しなければならず、被告人が当該同意をすることに伴った人を通じて合意した場合は、合意された事柄について合意の覚書を作成しなければならないことと定めた。	
			420	従前の420(1)項を(2)項に項番を改め、(1)項として以下の条文を加える。 420(1)項 略式起訴又は正式起訴に係る公判の開始に際し、裁判所が、被告人に対し、人、物質又は物の特定に関する事実や、面通しを実施された場において証人が特定した人物を特定したという事実等について同意するかを確認しなければならず、被告人が当該同意をすることに伴った人を通じて合意した場合は、合意された事柄を記録しなければならないことと定めた。	
			451	(※全文掲載) 451条(2)項を削除し、以下の条文と差し替える。 451条(2)項 本法又はその他の法律にかかわらず、被告人は、450条に基づいて行われた公判において宣告されたあらゆる判決、刑の言渡し又は命令について不服を申し立てることができる。	
7	1988	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 12 of 1988	2	定義規定である2条中の治安官の定義を改めた。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-7/

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
8	1988	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 13 of 1988	333	(※全文掲載) 333条(4)項を削除し、以下の条文と差し替える。 333条(4)項 被告人が死刑を宣告された場合、控訴に対する決定がなされるまでの間、その執行が停止されるときに、被告人は、刑務所法の下で定められた方法で取り扱われなければならない。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-8/
9	1988	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 1988	450	(※全文掲載) 450条を削除し、以下の条文と差し替える。 (1)項 あらゆる成文法又は本法のその他の規定にかかわらず、刑法114条、115条又は116条に基づき処罰可能なあらゆる犯罪についての公判は、高位裁判所において、陪審員として3名の裁判官の合議体により審理されなければならない。 (2)項 最高裁判所長官は、犯罪の性質又は犯罪の状況若しくはこれと関連する状況に鑑み、正義の利益を考慮し、3名の裁判官の合議体による公判を開くべきであるとの意見があるときは、その犯罪についての公判を高位裁判所において陪審員として3名の裁判官によって開かれなければならない旨の決定を命じることができる。 (3)項 本条の下での高位裁判所の公判は正式起訴又は法務長官が提出した訴状によって行うことができる。 (4)項 あらゆる成文法又は本法のその他の規定にかかわらず、法務長官は、高位裁判所に対し、当該裁判所において陪審員として3名の裁判官の合議体で裁かれる犯罪に関する訴状を提出できる。 (5)項(a) 本条の下での高位裁判所における3名の裁判官による合議体の公判は、可能な限り迅速に行われなければならない。裁判所によって命じられる修正や本法の下で定められた修正に従って、陪審員なしの高位裁判所における公判に関して定められた方法に可能な限り沿って進められなければならない。 (5)項(b) 高位裁判所における合議体による公判は、例外的な事情がない限り、公判の迅速な終結を確保するために、連日開廷で審理されなければならない。高位裁判所における合議体の審理において特定の期日に個人的な事情のために弁護人が出廷できなかったこと(当該期日に他の裁判所又は法廷に出頭する約束も含めて)は、公判開始期日を延期する理由とはならず、公判を延期する特別の事情とみなされなければならない。 (c) 本項の(d)号の規定は、本条の下での高位裁判所における合議体の公判において宣告された判決、刑の言渡し又は命令に対する不服申立ての審理や措置に運用される。 (d) 高位裁判所の判事が、公判の開始前又は開始後に死亡し、又は辞職し、又は公判の全体又は一部の審理から除外されるように求めたとき又は職務の遂行を拒否し又はは遂行不能となったときは、最高裁判所長官は、当該公判の全部又は一部を審理するために代わりのスリランカの高位裁判所の判事を指名することができる。 (e) 当該指名がなされるまでの間は、高位裁判所の合議体におけるその余の単独の裁判官又は2名以上の裁判官により公判を継続することができる。(d)号にいう死亡、辞職、除外、職務の遂行の拒否又は不能から1週間以内当該指名がなされない場合は、公判は継続し、高位裁判所におけるその余の単独の裁判官又は2名以上の裁判官により審理が終結されるものとする。 (f) (d)号に基づき新たな裁判官が任命された場合、同任命の前に採用された証拠を再度採用する必要はなく、高位裁判所の合議体は、当該任命の直前の段階から審理を継続するものとする。 (g) 項 本条に基づき高位裁判所の合議体による審理において、裁判所又はその裁判所又は本条の下での訴状に基づいて裁判所に起訴された全ての者の召喚、逮捕、拘束又は保釈に関して指示することができる。ただし、その者について、法務長官の同意なしに保釈を認めることはできない。 (h) 項 正式起訴された者又は本条の下での訴状に基づいて高位裁判所に起訴された者は、公判開始の少なくとも2週間前に、高位裁判所に対し、書面による申立てをもって、検察が公判で提出しようとしている証人の供述調書の写しの交付を受けることを申請でき、裁判所は、当該供述調書又は文書の写し、又は、その裁量に基づいて適切と認める供述調書及び文書の写しのみを、法務長官からその者に対し交付するように指示することができる。 (8)項 本条の下での高位裁判所における審理は、裁判所が、被告人が逃亡している又は病気を装っている、又はセイロン島を去り又は裁判所への出頭を遅けている、又は、裁判所内にいるが審理の進行を妨げ又は妨害しているものと認めるときは、被告人の不在のまま開始又は継続することができる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-9/
			451	(※全文掲載) 451条を削除し、以下の条文と差し替える。 (裁判官の指名及び不服申立て) 451(1)項 450条に基づき高位裁判所における合議事件全てについて、Judicature Actの関連条文は、裁判官の指名及びその裁判が行われる場所の問題について適用されなければならない。 (2)項 最高裁判所長官は、同じ司法管区又は州における公判審理のために高位裁判所の合議体を構成する複数の裁判体を任命することができる。そのような任命された裁判体は同時に審理を開始し進めることができる。 (3)項 本法や他の法の規定にかかわらず、450条に基づき公判における判決、刑の言渡し又は命令に対する不服の申立てを行うことができる。当該不服申立ては、最高裁判所に対するものであるなければならない。最高裁判所長官に指名された5名を下回らない裁判官による裁判体によって審理されなければならない。最高裁判所長官がその裁判体に自分自身を指名することもできる。 (4)項 本法の規定及びその他の成文法で、高位裁判所において陪審員なしに審理された事件の判決、刑の言渡し及び命令に対する不服申立てに関する規定は、その場合に於いて、450条に基づき高位裁判所の合議体で審理された事件の判決、刑の言渡し及び命令に対する(3)項に基づく最高裁判所への不服申立てに適用される。	

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載 URL
10	1989	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 15 of 1989	188	(※全文掲載) 188 条 (3) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 188 条 (3) 項 (2) 項の免責命令は、以下のいずれかの場合には無罪判決として機能する。 (a) 免責命令が撤回されず、かつ、同命令が下された日から 1 年以内に当該被告人に対する審理が再開されないこと。 (b) 当該事件が適切に再開され、かつ、免責命令が二度目に発せられたこと ただし、治安判事又はその他の再審裁判所において免責命令を撤回することの申立てが係属している場合は、免責命令は治安判事又はその他の裁判所が免責命令を撤回することを拒否する命令を下すまでは、1 年間の期間が終了した場合も無罪判決として機能しないものとする。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-10/
11	1990	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 12 of 1990	433A	(※全文掲載) 制定法 433 条の次の以下の条文を 433 条 A として挿入する。 (売買契約の目的としての占有について) 433 条 A (1) 項 売買契約又はリース契約の下で貸し出された車両については、Motor Traffic Act (203 章) に基づき当該車両の所有者として登録された者が本章の目的のために当該車両を占有する権利があるものとみなされる。 (2) 項 (1) 項という車両の所有者として登録された者が 2 人以上であったときは、当該車両について最初に登録した者が本章の目的のために当該車両を占有する権利があるものとみなされる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-11/
12	1993	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 4 of 1993	403	(※全文掲載) 403 条を以下のとおり改正する。 (1) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 (1) 項 治安判事又は高位裁判所の裁判官は、審問又は公判のいかなる段階においても、場合によっては、自らの裁量の下で、保釈不能な犯罪で起訴された者を保釈することができるとする。ただし、刑法 114 条、191 条及び 296 条に基づき処罰可能な犯罪を犯した又は関与したものと主張され、又は同犯罪を犯した又は関与したもののこの疑いをかけられている者は、高位裁判所の裁判官による場合を除き、審問又は公判のいかなる段階においても釈放されてはならない。 (3) 項の「治安判事は、法務長官の承認なしにその者を保釈してはならない」という文言を「その者は高位裁判所の裁判官によってのみ保釈される」に差し替える。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-12/
13	1995	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 4 of 1995	291	291 条 (4) 項を削除し、以下のとおり差し替える。 (4) 項 罰金刑のみの言渡し及び罰金を支払わない場合の拘禁刑の言渡しがあった場合について、罰金金額が支払われなかった場合に裁判所がとりうる措置や罰金の支払の方法等を定めた。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-14/
14	1995	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 20 of 1995	303, First Schedule	執行猶予に関する条文及び附則第 1 の改正(省略)	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-13/
15	1997	Code of Criminal procedure (Amendment) Act, No. 19 of 1997	303, First Schedule	執行猶予に関する条文及び附則第 1 の改正(省略)	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-15/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/eng/sh/3497.pdf
16	1998	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 28 of 1998	2	「児童虐待」及び「安全な場所」の定義を定める。	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/eng/sh/3592.pdf
			43A	(※全文掲載) 制定法 43 条の次の以下の条文を 43 条 A として挿入する。 (1) 項 36 条及び 37 条の規定は、児童虐待の疑いをかけられている者又は被疑者に適用されない。 (2) 項 児童虐待の疑いをかけられている者又は被疑者を令状なしに逮捕しようとする警察官は、速やかにかつ逮捕時から 24 時間以内に、被逮捕者を当該事件の管轄を有する治安判事の前に連行しなければならない。 (3) 項 (2) 項の者の連行を受けた治安判事は、警察署長以上の階級の警察官又はその者の不在時には代理の警察官によって発行された証明書があれば、捜査の目的のためにその者を拘束する必要がある限りで、3 日間を超えない期間、その者を警察の拘束下に置くことを許可する命令を発することができる。 (4) 項 捜査の終結時又は (3) 項に基づく命令で特定された拘束期間の満了時のいずれか先の時点で、その者が治安判事の前に連行され、本法の条文が適用されるものとする。	
			451A	(※全文掲載) 制定法 451 条の次の以下の条文を 451 条 A として挿入する。 (安全な場所に被害者を保護する令状) 451 条 A (1) 項 児童虐待に関する正式起訴又は起訴がなされ、児童虐待の被害に遭ったとされる児童がケアと保護を必要とすると裁判所が認めるときは、裁判所は、公判の間、当該児童がケアと保護を受けられる安全な場所に確保されるよう命令することができる。 (2) 項 裁判所が、児童虐待の被害に遭ったとされる児童について、(1) 項によりケアと保護を受けられる安全な場所に確保されるよう命令を下す場合、附則第 2 に定められた形式に則った令状が裁判所により署名され、裁判所の書記官 (fiscal) に届けなければならない。ただし、	

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
17	1999	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 47 of 1999	453A	(※全文掲載) 制定法 453 条の次に以下の条文を 453 条 A として挿入する。 (公判及び不服申立てについての優先) 453 条 A 全ての裁判所は、同裁判所において児童虐待の罪で起訴され又は正式起訴された者の公判及び児童虐待に係る有罪判決又は当該有罪判決に基づいて科された全ての刑に対する不服申立ての審理を優先しなければならない。 児童虐待に関する罪の分類を定める。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-17/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/3742.pdf
			First Schedule	児童虐待に関する罪の分類を定める。	
			Second Schedule	児童虐待に関する罪の分類を定める。	
17	1999	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 47 of 1999	303	(※全文掲載) 303 条及び 304 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (拘禁刑の執行猶予) 303 条 (1) 項 裁判所は、本条の規定に従い、拘禁刑を犯罪者に宣告するに当たり、以下の事情に照らして適切と認めれば、書面による理由に基づき刑の全部又は一部を猶予する命令を発することができる。 (a) 刑が科された犯罪の法定刑の上限 (b) 犯罪者の性質及び重大性 (c) 犯罪者の有責性及び犯罪に対する責任の度合い (d) 犯罪者の従前の性格 (e) 犯罪者が行われたことから直接生じた傷害、損失又は損害 (f) 犯罪者について加重又は軽減要素の存在 (g) 全事情に照らして正当な範囲及び方法で犯罪者を処罰する必要性 (h) 犯罪者又はその他の者が同じ又は似た性質の犯罪を犯すことを防止する必要性 (i) 犯罪者が行った種類の行動を裁判所において非難し続ける必要性 (j) 犯罪者から被害者又はコミュニティを守る必要性 (k) 犯罪について起訴された者がその犯罪について有罪の答弁をした事実及びその者が真摯かつ真実に悔悟している事実 (l) 上記の事情のうち 2 つ以上の組合せ (2) 項 裁判所は、以下の場合には、拘禁刑の執行を猶予する命令を発してはならない。 (a) 刑が科された犯罪について法律が必要時の最低限の刑期を定めている場合又は (b) 犯罪者が猶予されない拘禁刑の期間について服役しているか将来服役する場合又は (c) 犯罪者が保護観察又は条件付き釈放又は免責に服している間に犯罪が行われた場合又は (d) 犯罪者が科された拘禁刑の期間の合計又は同じ審理の中で犯罪者が複数の犯罪について有罪判決を受けた場合の拘禁刑の期間が 2 年を超える場合 (3) 項 刑の全部又は一部が執行が猶予される期間 (以下「猶予期間」という。)) は、裁判所により、刑の全部又は一部の執行を猶予する命令を発するに当たって (a) 決定され、かつ (b) 特定されなければならない。ただし、同期間は、刑の全部又は一部の執行を猶予する命令が発せられた日から 5 年未満であってはならない。 (4) 項 拘禁刑の執行猶予の宣告を受けた犯罪者は、以下の場合を除き、猶予された拘禁刑に服さないものとする。 (a) 猶予期間中に犯罪者が法律で拘禁刑を含む刑罰が定められた別の犯罪を犯したこと及び (b) 裁判所が (13) 項による命令を発したこと (5) 項 猶予期間は刑の全部又は一部を猶予する命令が発せられた日から起算して有効となるものとする。 (6) 項 猶予期間中に、犯罪者が、猶予期間について服役している間に経過し続ける。 (7) 項 拘禁刑の執行猶予の宣告を受けた者は、猶予期間の終了時に同刑について免責されなければならない。 (8) 項 拘禁刑の執行猶予の宣告は、公職の資格停止若しくは剥奪又は年金若しくはその他の便益の没収若しくは停止を定める法律を除いて、法律の目的上拘禁刑の宣告とみなされなければならない。 (9) 項 (13) 項に基づき犯罪者が執行を全部猶予されていた拘禁刑の宣告又は一部に服するよう命じられた場合、公職の資格停止若しくは剥奪又は年金若しくはその他の便益の没収若しくは停止を定める法律の目的上、犯罪者は、同項の下で命令が発せられた日に拘禁刑の宣告を受けたものとみなされなければならない。 (10) 項 (8) 項及び (9) 項の目的のためには、「法」とは、議会の制定法、規則、規則、議会の制定法の下で制定された法、年金に関する章書及び内閣によって制定若しくは承認された法又は規則を含む。 (11) 項 裁判所が拘禁刑を法定刑とする又は法定刑の中に含む犯罪については被告人を有罪としかつ当該犯罪が別の犯罪の猶予期間内に行われた場合は、あらゆる裁判所は、当該被告人を (13) 項に基づき扱うことができる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-17/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/3742.pdf

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載 URL
18	2002	Penal Code (Amendment) Act, No. 12 of 2002	削除：305 条 (※右は削除された条文)	(12) 項 (a) 被告人が拘禁刑を法定刑とする又は法定刑の中に含む犯罪について有罪判決を受け、かつ、別の犯罪の猶予期間内に当該犯罪が行われた場合は、(1) 項に基づき別の犯罪について刑の執行猶予を宣告した裁判所に対してこのことを主張する告訴告発は (b) (a) 号の下での告訴告発は (i) 何人によっても (ii) 猶予期間の終期から 2 年以内に (c) なされることである。 (d) (a) 号の下での告訴告発は、文書によりかつ告訴告発人の宣誓供述書を添付しなされなければならない。 (e) 文書によりかつ宣誓供述書が添付された告訴告発が (a) 号に基づき裁判所により受理された場合、裁判所は、刑の執行猶予を宣告された者及び (a) 号に基づく告訴告発をした者を特定した時刻に召喚しなければならぬ。 (f) (d) 号に規定された者に対して発せられた召喚状は、その者に個別に渡されるかその者が直近で居住していたとされる場所に置かれなければならない。 (g) (d) 号の下で裁判所に出席するように召喚を受けた者が召喚状にある裁判所に出席しなかった場合、裁判所は、その者を逮捕する令状を発し、出頭させなければならない。 (13) 項 (a) 裁判所は、(12) 項の告訴告発を棄理し、ある者が法定刑が拘禁刑であるか拘禁刑を法定刑に含む犯罪について有罪判決を受け、かつ、当該犯罪について裁判所が刑の執行猶予を宣告した犯罪の猶予期間内に行われたものと認めるときは、(7) 項の規定にかかわらず (i) 猶予された刑又はその一部を回復し、犯罪者にその期間服役するように命じ、又は (ii) 猶予された刑又はその一部を回復し、犯罪者にその期間服役するように命じ、又は (iii) 全部執行猶予の場合は命令の日から 12 か月以内に猶予期間を延長し、又は (iv) 刑の執行猶予の宣告に関して命令を下さず (v) かつ、その者に対し 25000 ルピーを超えない罰金を科すことができる。 (b) 裁判所が、(a) 号に基づき犯罪者に対し猶予されていた期間の拘禁刑に服するよう命じた場合、裁判所が別の命令をしない限り、その刑期は (i) 直ちに、かつ (ii) 犯罪者が現に服役中の又は服役予定の刑期と並行して進行するものとする。 (c) 裁判所は、刑の執行猶予の宣告後に生じた全ての状況又は裁判所において知ることとなったその後の犯罪の事実を含め、全ての状況を考慮して不当と判断しない限りは、(13) 項 (a) 号 (i) 又は (ii) 又は (iii) に基づく命令を発することができ、仮に不当と判断すれば文書によりその理由を述べなければならない。 (d) (12) 項に基づき告訴告発に関して裁判所が犯罪者を直ちに処分できない場合は、裁判所は、科すことができない条件の下でその者を釈放しなければならない。 (※全文掲載) 304 条 裁判所は、拘禁刑の執行を猶予する命令を発するに当たり (a) 犯罪者が理解できる言語をもって以下の事項について説明しなければならない。 (i) 発する命令の目的及び効果並びに (ii) 猶予期間において犯罪者が別の拘禁刑を伴う犯罪を犯した場合の結果 (b) 犯罪者の人定及び指紋採取に関する命令を下さなければならない。 (1) 項 猶予期間中、その後の犯罪によって裁判所の有罪判決を受けたが、当該裁判所が執行を猶予された刑の存在に気がつかず、犯罪者について同刑の処理を何らしなかった場合は、当該執行を猶予された刑及びその後の犯罪の有罪判決について訴状を受け取った裁判所は、当該犯罪者に対し出頭場所及び時刻を特定した召喚状を発付するかその者の逮捕状を発付することができる。 (2) 項 (1) 項の下で発付された召喚状又は逮捕状は、犯罪者に対し、その後の犯罪に関して有罪判決を宣告した裁判所の下に出席すること又は運行されることを指示するものでなければならない。当該犯罪者が出頭又は運行されたときは、裁判所は、304 条 (1) 項に基づき執行を猶予された刑について処理しなければならない。	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/304.pdf
18	2002	Penal Code (Amendment) Act, No. 12 of 2002	削除：135 (1) (f)	刑事訴訟法 135 条に定められた裁判所が裁判権を行使することができない犯罪の中から、「犯罪により被害を受けた者が法務長官による事前の承認の下で告訴するか又はそれ以外の者が同様の承認の下で告訴をしたのでない限り、刑法第 19 章の犯罪」を削除。	https://www.lamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-18/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/364.pdf
19	2005	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005	17	(※全文掲載) 17 条 (7) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 命じられた補償が治安判事裁判所によるものであるときは、同補償は、治安判事が罰金として通常科すことのできる金額を超えた場合でも、各被害者につき 10 万ルピーを超えてはならない。	https://www.lamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-18/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/364.pdf
			123	123 条の「唾液、尿、毛髪又は指の爪の試料」を「血液、唾液、尿、毛髪又は指の爪の試料」に改める。	

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載 URL
			126A	(※全文掲載) 制定法 126 条の次に以下の条文を 126 条 A として挿入する。 126 条 A (アリバイの告知) (1)項 高位裁判所に正式起訴された者は、以下の場合を除いて、公判においてアリバイ主張を支持する証拠を提出する義務を負わない。 (a) その者が捜査段階において当該事実を供述した場合 (b) 予備審問において当該事実を供述した場合 (c) 正式起訴後、公判開始の 14 日前までに、法務長官に通知して当該防御の主張をした場合 ただし、裁判所は、被告人がアリバイの主張をする前記期限に遅れた事情を示すのに十分な証拠による説明がある認めれば、被告人をして、検察側が事件の主張立証活動を終了する前であれば、いつでもアリバイの主張をすることを許すことができる。 (2)項 原供述は、その者がいたと主張する時刻及び場所並びにその者のアリバイを支持する証拠を提供し得る者がいればその者に関する全ての情報を含んでいなければならない。 (3)項 本項の目的に関して「アリバイを支持する証拠」とは、被告人が、特定の時刻に特定の場所又は地域に存在していたために、犯罪が行われたとされる時刻に犯罪が行われたとされる場所にいなかった又はいなかったであろうことを示す証拠を意味する。	
			147	147 条の「認証された写し 2 部」という文言を「認証された写し 3 部」という文言に差し替える。	
			154	(※全文掲載) 154 条の従前の条文を (1) 項とし、その次に以下の条文を加える。 (2) 項 被告人は、高位裁判所の公判に付されるに当たり、裁判所に對し、高位裁判所に正式起訴されるならばより軽い罪について有罪の答弁をする意思があることを陳述でき、治安判事は当該陳述を記録しなければならない。ただし、当該陳述がなされた事実は、被告人が高位裁判所における審理に進むことを妨げてはならない。 (3) 項 高位裁判所に正式起訴された被告人が、正式起訴の途中で有罪判決宣告の可能性のあるより軽い罪について有罪を答弁する意思があることを陳述し、裁判所において同答弁を受け入れる場合、裁判官は、被告人に刑を言い渡すに当たり、被告人が治安判事裁判所においてより軽い罪について有罪答弁をする意思を表明した事実を考慮しなければならない。 (4) 項 被告人が (2) 項の陳述をした事実は、裁判所又は法務長官に対して、被告人が高位裁判所において同裁判所に正式起訴された事実のうち被告人が有罪判決を宣告される可能性のあるより軽い罪について高位裁判所において有罪の答弁をしたことを受け入れる義務を課すものと読まれ解釈されてはならない。	
			197	(※全文掲載) 197 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (有罪答弁及び刑の言渡し) 197 条 (1) 項 被告人が以下について有罪の答弁をした場合は (a) 正式起訴された犯罪又は (b) 当該正式起訴について有罪となる可能性のある犯罪のうちより軽い犯罪について、かつ、裁判所及び法務長官が同答弁を受け入れるとき かつ裁判官において被告人が当該答弁の効果を正しく理解しているものと認めるときは、当該答弁は正式起訴状況に記録されなければならない。その時点から被告人に有罪を宣告してもよい。ただし、当該答弁がなされた犯罪が謀殺であった場合は、裁判官は、答弁を受け入れることができ、被告人が無罪の答弁をした場合と同し方法により公判を進めることができる。 (2) 項 裁判官は、被告人に対して刑を言い渡すに当たり、被告人が当該答弁をした事実を考慮しなければならない。	
			205	(※全文掲載) 205 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (有罪答弁及び刑の言渡しについて 197 条が適用されること) 205 条 被告人が正式起訴された犯罪又は当該正式起訴について有罪となる場合、197 条の規定を適用するものとする。	
			263	263 条 (1) 項の「自らの宣誓書又は出頭についての保証人の存在をもって、ただし、高位裁判所における全ての公判は、陪審員の有無にかかわらず、可能な限り、連日行われなければならない。」と改める。	
20	2005	Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 15 of 2005		省略	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-special-provisions-2/
21	2005	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 2005	14	14 条 (c) 号 (むち打ち刑) を削除する。 14 条 (d) 号の「言い渡された刑のうちいずれか 2 つ」を「言い渡された刑のうちいずれか」と改める。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-19/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11is/english/5649.pdf

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
			299	299条(3)項の「逃亡した有罪被告人に対して死刑又は拘禁刑の有無にかかわらず罰金刑又はむち打ち刑が宣告された場合、当該判決は、死刑又は罰金刑又はむち打ち刑については、これ以前の規定に従って直ちに効力を有するものとする」という文言を「逃亡した有罪被告人に対して死刑又は拘禁刑の有無にかかわらず罰金刑が宣告された場合、当該判決は、死刑又は罰金刑については、これ以前の規定に従って直ちに効力を有するものとする」という文言に差し替える。	
			317	317条(1)項(a)号を削除。	
			削除：285 (2), 294, 295, 296, 297, 298	317条(2)項「(a)号で言及された事件を除いた全ての事件」という文言を「全ての事件」に改める。	
			First Schedule	むち打ち刑に関する条文を削除	
22	2006	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 7 of 2006		省略	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-20/
23	2007	Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 42 of 2007		省略	https://www.lawnet.gov.lk/act-no-42-of-2007/
24	2013	Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 2 of 2013		省略	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/5917.pdf
25	2016	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 18 of 2016	431	改正前の(1)項に「29条の下で取得された財産又は何らかの犯罪が行われたという疑いを生ぜしめる状況下で盗まれたり発見されたもの」と主張されるか否しくは疑われている財産の警察官による差押えは治安判事に直ちに報告されなければならない。当該治安判事は当該財産を所持する権利を有する者に財産を引き渡すため又はその者を確定できない場合は当該財産を保管及び提出するための適切な命令を発しなければならない。また、改正前の(2)項に「当該権利を有する者が明らかであるときには、治安判事は、当該財産を治安判事が適当と考える条件の下に引き渡すよう命じることができ、当該権利を有する者が治安判事によって明らかでないときには、治安判事は、同財産を留置し、その場合においては、裁判所の公告掲示板及び治安判事が決定するその他の公共の場所2か月以内に治安判事の前に出頭して自らの主張を立証することを求める通知を公示しなければならない。」と定められていたところ、同項の「6か月」を「2か月」に改めた。さらに、改正前の(3)項に「その財産が2500ルピー以上の価値がある場合には、治安判事が適当と考える場合には、当該通知はシンハラ語、タミル語及び英語で出版された新聞紙に少なくとも一度掲載されることができ」と定められていたところ、10000ルピー以上と改めた。	http://documents.gov.lk/files/act/2016/11/18-2016_E.pdf
			432	431条の改正に合わせて小見出しを変更するもの。	
			432A	(※全文掲載) 制定法432条の次に以下の条文を432条Aとして挿入する。 432条A(1)項 当該物を占有する権利を有する者が、2か月以内にその主張を適切に行った場合は、治安判事は、治安判事が適切と考える条件の下で当該物をその者に戻すように命令しなければならない。ただし、当該物を占有する権利を有する者が、当該物を占有することに同意しない場合は、当該物は治安判事の命令の下で売却することができる。 (2)項 当該売却で得られた利益は、当該事件の判決が宣告されるまでは、政府が所有する銀行に開設された預金口座に保管されるものとする。 (3)項 (1)項に定められた物を占有する権利を有する者は当該物の価値を手に入れるために定められた様式及び方法に従って申請を出さなければならない。支払は当該事件の記録された決定に従ってなされるものとする。 (4)項 (2)項にいう預金口座の運営及び管理方法を定めた規則が制定されるものとする。	
26	2018	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 2018	122A	(※全文掲載) 制定法122条の次に以下の条文を122条Aとして挿入する。 122条A(1)項 12歳以上で14歳未満の児童によって行われたとされた犯罪を捜査する警察署の担当者である警察官は、当該児童の親又は監護者の同意の下で、(2)項に定められた専門家によって構成された複数分野のチームをして、当該児童が十分に成熟した理解力を有しているか否かについて、当該事件の管轄を有する治安判事が以下の事項を決定することを可能にする報告を得るために当該児童について検査させることができる。 (a) 行われたとされる犯罪の性質及び状況を考慮に入れた上での当該児童の責任の程度 (b) 当該児童が何らかのセラピーの介入を必要としているか否か (2)項 (1)項にいう複数分野のチームは以下の人員で構成される。 (a) 関連する郡における司法医官 (b) 小児又は思春期の精神科医 (c) 心理学者	http://documents.gov.lk/files/act/2018/5/11-2018_E.pdf

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
27	2021	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2021	43B	(3)項 児童の親又は監護者が前記の検査に同意しない場合は、警察署の担当者は、当該事件の管轄を有する治安判事に対し、当該児童を検査する当該複数分野のチームを形成する権限を与える命令を申し立てなければならない。 (4)項 関連する郡の司法医官が利用できない場合は、犯罪を検査する警察署の担当者は、(1)項にいう報告書を入力するために他の郡の司法医官の助力を得なければならない。 (5)項 当該複数分野のチームは、警察署の担当者に対しその報告を行い、当該担当者は、治安判事に対し、治安判事が(1)項に定める事柄について、刑法 76 条の規定を考慮に入れた上で意見を形成し決定を下すことを助けるため、当該報告を行わなければならない。 (6)項 (1)項に定める児童は、小児精神科医及び心理学者の監督及び評価の下で定められた方法によるリハビリを受けなければならない。 (※全文掲載) 制定法 43A の次に以下の条文を 43B として挿入する。 43B(1)項 治安判事は、自らが任命された司法郡内に位置する全ての警察署を、毎月少なくとも1回は、当該警察署において警察の拘束下にある被疑者が「1994 年拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する法律」に定められた範囲で保護されていることを確認しなければならない。 (2)項 (1)項の目的のため、警察署を訪れる治安判事は (a) 自ら被疑者と面会し、被疑者が警察署で拘束されている中で心身ともに健康であること、福祉及び状態を勇張らなければならない。 (b) 自らの視察結果及び被疑者が述べるいかなる不満も記録しなければならない。 (3)項 治安判事は、被疑者が拷問を受けている可能性があると判断したときは、被疑者を司法医務官又は政府医官による医学検査のためにこれらの者の下に連れて行くこと及び当該医官から治安判事に対し報告することを指示することができる。 (4)項 当該医官による報告が、被疑者が拷問にさらされている事実を明らかにしたときは、治安判事は、被疑者に対して必要な医療を提供しかつ当該被疑者の拘束場所を変更する指示を含む適切な命令を発しなければならない。 (5)項 治安判事は、警察の監査官に対し、主張されている拷問について、法務長官が当該拷問を行ったとされている者に対する刑事手続を開始することができるよう捜査を開始することを指示しなければならない。 PTC の導入	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/6271.pdf
28	2022	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022	195A, 208		http://documents.gov.lk/files/act/2022/2/02-2022_E.pdf
29	2022	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 18 of 2022	442	裁判所の判決又は終局決定によって影響を受けた者が、判決、証言録取書、終局決定又は記録の一部の写しを入手する場合の費用について、従前の条文で 100 文字当たり 25 セントと定めていたところ、司法担当の省の次官が定める金額による旨改正したもの。また、ただし書きにより、告訴告発人及び被告人については、判決及び終局決定の写し各 1 部を無料で入手できると定められた。	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/6230.pdf
30	2022	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 38 of 2022	443 281 286 288	442 条の改正に合わせて、審理内容の写しを交付する要件を改めたもの。 281 条の「裁判所には 18 歳未満であると思料される」という文言を「その者により当該犯罪が行われた時点で 18 歳未満であった」に差し替える。 改正前の 286 条は、同条及び 288 条の文言中の「大統領」がスリランカの大統領を意味すると定めていたところ、改正前の 288 条に、「刑法 53 条の下で大統領の定める期間拘禁されるという刑の言渡しを受けた者は、他の法律の規定にかかわらず、大統領が適宜定める場所及び条件の下で拘禁されるものとし、その拘禁の期間中は法的な拘束を受けているものとみなす」と定められていたのが、改正により「大統領」が 288 条の文言に含まれなくなったことに伴い、286 条についてのみ「大統領」の定義を定めたもの。 (※全文掲載) 288 条を削除し、以下の条文と差し替える。 刑法(第 19 章)の 53 条に基づき刑の言渡しを受けた者は、18 歳未満の者の拘禁のために成文法で設立された機関において、判決に定められた期間にわたり、当該成文法の規定に従って拘禁されるものとする。	http://documents.gov.lk/files/act/2022/11/38-2022_E.pdf